

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から48年4月まで  
② 昭和48年7月から同年9月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

現在は所持していないが、A県B区役所C支所で国民年金の保険料を納付したときに、領収印を押してもらった年金手帳を持っていた記憶がある。

また、12～13年前になるが、年金記録が送付されてきたときにD社会保険事務所（当時）に出向き確認したところ、職員に「大丈夫です。」と言われたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和48年5月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間①のうち同年4月及び申立期間②の保険料については現年度納付が可能である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとするB区役所では、申立期間当時、保険料収納単位は3か月であり、昭和48年5月及び同年6月分の保険料が納付されていることを考慮すると、同年4月分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間②以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年9月から48年3月までの期間については、申立人は、「遡って保険料を納付した記憶は無い。」と証言していることから、当該期間の保険料が過年度納付及び特例納付により納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和48年4月及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月31日から同年8月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間当時、B社からA社に異動となっているが、両社は関連会社であり、申立期間中も継続して勤務していた。

給与から毎月厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の回答から、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和39年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、昭和61年6月1日から同年7月1日までの期間、63年6月1日から同年7月1日までの期間、平成元年12月1日から2年1月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間、並びに申立期間②のうち、5年7月1日から同年8月1日までの期間及び9年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、昭和61年6月は9万8,000円、63年6月、平成元年12月及び2年9月は11万8,000円、5年7月及び9年7月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月6日から平成3年8月26日まで  
② 平成3年9月2日から12年5月18日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、私が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と一致しないことが分かった。

私は、申立期間①及び②当時の給与明細書を所持しており、国（厚生労働省）の記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準

報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書から、申立人の申立期間①のうち、昭和 61 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、63 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、平成元年 12 月 1 日から 2 年 1 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、並びに申立期間②のうち、5 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 9 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、昭和 61 年 6 月は 9 万 8,000 円、63 年 6 月、平成元年 12 月及び 2 年 9 月は 11 万 8,000 円、5 年 7 月及び 9 年 7 月は 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、両事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、両事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 60 年 10 月 6 日から 61 年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から 63 年 6 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から平成元年 12 月 1 日までの期間、2 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 3 年 8 月 26 日の期間、並びに申立期間②のうち、同年 9 月 2 日から 5 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から 9 年 7 月 1 日までの期間及び同年 8 月 1 日から 11 年 1 月 1 日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額及び報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額か、又はこれよりも低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間②のうち、平成 11 年 1 月 1 日から 12 年 5 月 18 日までの期間について、申立人は給与明細書を所持しておらず、このほかに当該期間の厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年12月1日から17年5月1日までの期間及び18年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、16年12月から17年4月までは20万円、18年4月から同年8月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月1日から19年4月5日まで

年金裁定請求に年金事務所に出向いた際に、自身の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、給与明細書上の支給額よりも低額であることが判明した。

申立期間の給与明細書を所持しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成16年12月1日から17年5月1日までの期間及び18年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及びA社が保管する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、16年12月から17年4月までは20万円、18年4月から同年8月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成17年5月1日から18年4月1日までの期間及び同年9月1日から19年3月1日までの期間については、上記給与明細書から確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できる上、同年3月1日から同年4月5日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和53年4月からはA社、57年6月からはB社において常勤役員（代表取締役）を務めており現在に至るが、実際、61年8月31日まではA社に勤務しており、同年9月1日からB社で勤務していた。

申立期間の保険料が給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿及び事業主の回答から、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和61年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料を納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和61年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業

主が同日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年2月までの期間及び同年3月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から47年2月まで  
② 昭和47年3月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、20歳になった昭和41年\*月に国民年金徴収員に国民年金の加入を勧められたので、実家であるA店の店内で加入手続を行った。

申立期間の保険料は、私と母の二人分と弟が20歳に到達してからは3人分の保険料を集金に来ていた徴収員に渡していた。結婚後も実家の手伝いをしており同様な方法で保険料を渡していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、婚姻後の名字で払い出されたことが確認できる上、オンライン記録により、昭和48年4月頃に払い出されたことが推認されることから、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（新台帳）により、昭和48年度以降の保険料納付が確認できるものの、申立期間①及び②は未納とされている上、まとめて納付した記憶は無いとするなど、申立人の保険料が過年度納付及び特例納付により納付された周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の実家が営むA店に集金に来ていたとする専任徴収員について、B市役所が公表しているC市役所の横領事件に係る専任徴

収員とは別人であることから、申立人が当該事件に巻き込まれたとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から54年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、私が大学を卒業してAに帰省したときには、既に姉が手続を行っていた。

申立期間の保険料は、私と母と姉の3人分の保険料を集金に来ていた徴収員に渡していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年5月31日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳（新台帳）により、昭和54年度以降の保険料納付が確認できるものの、申立期間は未納とされている上、まとめて納付した記憶は無いとするなど、申立人の保険料が過年度納付及び特例納付により納付された周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の実家が営むB店に集金に来ていたとする専任徴収員について、C市役所が公表しているD市役所の横領事件に係る専任徴収員とは別人であることから、申立人が当該事件に巻き込まれたとは考え難い。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年11月までの期間及び同年12月から54年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年12月から45年11月まで  
② 昭和45年12月から54年1月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私が20歳になったとき、父が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれた。結婚するとき、父から「これは大切なものだから、後々も保険料を納めるように。」と国民年金手帳を手渡され、父の意思を忘れることなく保険料を納付してきたつもりである。

父の意思を思い浮かべると、申立期間が本当に未納及び未加入であったのか、はっきりしないと自分として気持ちの整理ができず、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人がA県B町に在住していた昭和41年2月2日に払い出されたことが確認できる。

また、戸籍の附票により、申立人が国民年金手帳記号番号払出後はC市、その後、D市に住所変更していることが確認でき、C市役所作成の国民年金被保険者名簿の検認記録により、申立期間①直前の保険料はC市で納付されていることが確認できるものの、D市役所作成の国民年金被保険者名簿には、D市に転入した昭和44年12月以降の保険料納付記録が確認できない上、申立人自身も「D市役所で納付したかどうか定かではない。」としていることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間①について、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄には、被保険者となった日が「昭和 44 年 6 月 10 日、任」、被保険者でなくなった日が「昭和 45 年 12 月 24 日」との記載があるものの、被保険者名簿及び特殊台帳では昭和 44 年 12 月から 45 年 11 月までの保険料納付が確認できない。

加えて、再び被保険者となった日が「昭和 54 年 2 月 7 日、任」となっており、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、申立期間②については国民年金の任意未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができない上、特例納付によっても納付することができない。

その上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月及び同年5月

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間は未加入となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私は、父が生前に、「国民年金、厚生年金及び農業者年金は期間を空けず、継続して掛けている。」、又は「空白期間を作らないように納付しないと、受け取るときにその分少なくなる。」と良く聞かされていた。

父は、私を初め、私の妻の婚姻前の国民年金保険料を遡<sup>き</sup>って納付してくれるような几帳面な人であった。

昭和53年当時、「お前の2か月分も納付したから。」と言っていたことを覚えているのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ってくれたとするその父は、既に亡くなっているため加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和43年9月28日を資格取得日として、同年10月8日に払い出されたことが確認できるものの、オンライン記録により、44年7月1日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、それ以降、国民年金に再加入手続が行われた形跡はうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書は発行されず保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 27 日から同年 7 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 60 年 7 月 1 日となっているが、私は、同社に同年 5 月 27 日から勤務したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時、基本的には3か月間の試用期間を設けていたが、入社する従業員の業務経験の有無などにより試用期間を短くする場合もあった。申立人は運転手としての経験があったため、3か月を経過する前に厚生年金保険に加入させたが、試用期間中は給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、オンライン記録から、A社において昭和 60 年 1 月 7 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「私は事務の仕事をしていたが、A社に入社する面接の際に、運転手の出入りが激しいので試用期間を設けているとの説明があった。私も入社後3か月間は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と証言している上、申立人とほぼ同時期に同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員のうち、運転手をしていたと証言している者二人の雇用保険の記録を確認したところ、いずれの

者も、同社において厚生年金保険に加入する約1か月前に雇用保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、同社は試用期間を設けて、当該期間中は従業員を厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことが推認でき、申立人も同様の取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 45 年 4 月まで  
② 昭和 56 年 8 月 21 日から 60 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所(当時)に出向いて、自身の厚生年金保険加入記録について照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①について、A市にあったB事業所に昭和38年10月から45年4月まで勤務したと記憶しており、39年に災害が発生した際は、同社に在籍していた。

申立期間②について、C社には3、4年ほど勤務し、その間は、同社の従業員寮に住んでいた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間①当時の同僚の氏名を記憶していない上、オンライン記録から、申立期間①当時、A市内において、厚生年金保険適用事業所としてD社という名称の事業所が1社確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、申立人の申立期間①当時における勤務状況に関する具体的な証言は得られない。

また、D社は、「当時の資料が保管されていない上、当時のことを知っている者も在籍していないことから、申立人が当社に勤務したかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人はC社に勤務していたと申し立てているが、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名を記憶していない上、オンライン記録から、申立期間②当時、同社において、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員に照会したものの、申立人の申立期間②当時における勤務状況に関する具体的な証言は得られない。

また、C社は、「申立期間②当時の人事記録や社員台帳、賃金台帳などが保管されていないことから、申立人の申立期間②当時における勤務事実及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②当時における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、昭和56年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同年8月中（日付は不鮮明）には健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、当時の給与額と比べて低額となっていることが判明した。

当時は会社の業績が良く、営業職員として給与が毎年昇給していた時期にもかかわらず、申立期間中の標準報酬月額が給与額と比べて低額となっている上、その期間が 22 か月間も続いていることに納得がいかない。

調査の上、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が、当時の給与額と比べて低額となっている。」と申し立てているところ、A社は、「当時の資料が無いため、保険料控除等については不明である。」と回答している上、同社総務人事部人事課の担当者は、「申立期間当時の営業職員は、前月の営業成績に応じて毎月販売加給金が支給されていた。」と証言しており、申立人が氏名を記憶している複数の同僚も、「同じ営業職員でも、営業成績によって給与総額が低下することもあった。」と証言している。

また、オンライン記録から、A社において、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員の一人の標準報酬月額は、申立人と同様に昭和 50 年 10 月 1 日の定時決定において、従前の標準報酬月額よりも低額で決定され、52 年 8 月 1 日までの 22 か月間、その標準報酬月額に変化が無いことが確認できる上、当該元従業員は、「昭和 50 年ごろの営業職員の給与は、営業成績に応じて支給されていた販売加給金により変動していたことを記憶

しているので、同年10月1日の定時決定から52年8月1日までの標準報酬月額が、49年よりも低額となっている記録に間違いはない。」と証言していることから、申立期間において、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金の記録において、昭和50年10月1日及び51年10月1日の報酬給与額は、いずれも12万6,000円であることが確認でき、当該報酬給与額は、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額と一致している。

加えて、オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見られない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 38 年 7 月 1 日となっているが、私は、同社に 35 年 4 月 1 日から勤務したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立期間のいずれかにおいて、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散している上、当時の事業主の妻は、「当時、別の会社で働いていた申立人を当社が引き抜いて採用した。採用と同時に申立人を厚生年金保険に加入させていたと思うが、資料が無いので詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立期間当時、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員 9 人のうち 3 人は、「入社日と厚生年金保険の加入日は一致している。」と証言しているものの、そのほかの元従業員の 6 人は、「入社日と厚生年金保険の加入日は一致していない。」と証言している上、このうちの元従業員の 1 人は、「中途採用者の中には 2、3 年で退社する者も多く、5 年間も勤務する者は少ない。そのた

め会社も採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったかもしれない。」と証言していることから、当時、同社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1218 (事案 244 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月17日から同年12月16日まで  
年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

申立期間中は、夫がA事業所の代表取締役で、自分は取締役だったので、申立期間だけ厚生年金保険に加入していないということは絶対にあり得ない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社に係る商業登記簿から、申立人が、昭和39年5月28日の同社設立時から取締役となっていたことが確認できること、及び夫であった元事業主の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるが、申立人及びその夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、記録どおりの資格取得及び喪失が行われたこと、申立人の健康保険被保険者証が返納されていること、並びに申立人がその夫の被扶養者となったことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「年金記録確認第三者委員会の決定に納得できない。」として、当委員会に再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出は無く、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A組合B支部に勤務していた期間のうち、申立期間当時の標準報酬月額が、それより前の期間よりも低額であることが分かった。

A組合B支部に勤務していた当時の給与支給額は、C県の行政職と同じ給料表に基づき決定されていたはずであるので、給与が高額になることはあっても低額になることは無いはずである。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A組合B支部は、「当時の関係資料は保管していないため、保険料控除等については不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立てどおりの給与の支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A組合B支部が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、事業主が、申立人の申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、昭和 41 年 10 月 1 日の定時決定により 2 等級引き下げられていることが確認できるところ、申立期間当時、A組合B支部で厚生年金保険に加入していることが確認できる他の従業員 3 人のうちの 2 人は、その標準報酬月額が申立人と同様に 2 等級引き下げられていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが他の従

業員の取扱いと異なるという事情は見当たらない。

加えて、A組合B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。